

Institute for Advanced Research, Nagoya University



名古屋大学高等研究院

金融システム研究プロジェクト・ニュースレター

(発行責任者：大学院経済学研究科教授 家森信善)

E-mail:yamori@soec.nagoya-u.ac.jp

[新聞寄稿論文の紹介]

「東海地域の信用金庫の貸出金利」



高等研究院のプロジェクトの一環として、『中部経済新聞』に連載している「東海金融の明日を考える」の第9回の原稿が、2004年1月5日に掲載されました。今回は、東海地域の信用金庫の貸出金利の水準について説明しました。その全文を以下でご紹介します。

低い東海の貸出金利

前回、東海地域の貸出金利がいずれの業態においても、全国平均に比べて低いことを、日本銀行の貸出約定金利統計によって確認した。た

例えば、2003年8月の信用金庫の数字で言えば、全国平均が2.7%であるのに対して、東海地域は2.3%であり、0.4%ポイントの格差がある。

金利の自由化が進めば、全国の金融市場が一体化するはずで、地域間の金利格差は解消するものと考えられる。それにもかかわらず、いわゆる名古屋金利は健在なのである。

今回は、個別の信用金庫のデータから名古屋金利の存在について考えてみることにする。

信金の貸出金利

残念ながら、各信用金庫がどの金利水準で貸出を行っているかの統計は公表されていない。そこで、貸借対照表の貸出金の残高(L)と損益計算書の貸出金利息収入(R)を使って、 $R \div L$ で平均貸出金利を求めることにした。たとえば、期末の貸出金の残高が100億円で、期中の貸出金利息収入が5億円なら、貸出金利は5%と推計されることになる。

もちろん、期末の貸出残高と期中の平均貸出残高が大きく乖離すれば、この推計値は正確で

はなくなるし、貸出金には長期貸出もあれば当座貸越もあり、各信金でその比率が異なるために、厳密な比較は困難になる。しかし、他に適当な推計方法がないために、上記のような推計が学界ではよく使われているのである。

本稿でも、この推計方法を使って2003年3月期の全国326信用金庫の貸出金利を求めてみた。全国平均は2.63%であった。次に、全国の信用金庫を金利の低い順番に並べてみた。

金利が最も低かったのは、京都北都信金であった。2位がしまなみ信金(広島)、3位がさわやか信金(東京)、4位が摂津北都信金(大阪)となり、5位に瀬戸信金が入っている。このリストを見てもらうと、1位から4位までの信金はすべて、2002年度期中に合併してできた信金であり、年度末の財務諸表から計算する貸出金利が正しい水準を示していない可能性が高い。

目立つ愛知の信金の低金利

そこで、2002年度期中に合併等のあった信金を除いた311信金について、貸出金利の順位表を作成してみた。瀬戸信金が全国で最も貸出金利が低い(2.10%)ということになり、なんと上位10位までの内、愛知県の金庫が7つを占めている。さらに、浜松信金の営業地域も愛知経済圏に重なっていることや、15位までに愛知県の信金がさらに3つも入っていることなどから、名古屋金利の健在ぶりは非常に鮮明である。

愛知県の超低金利のために目立たなくなってしまっているが、岐阜県や三重県の信金もほとんどが全国平均(2.66%)よりは低い貸出金利となっている。異常に低い金利を付ける信金があるわけではなく、東海地域の信金の貸出金利が全般的に非常に低いことが確認できた。

リスク調整済み金利の比較

東海地域の貸出金利が低い理由を考えると、

すぐに思い浮かぶのが、東海地域の借り手企業のリスクが小さいという点である。つまり、東海地域の信金の借り手は、リスク・プレミアム(上乗せ金利)が小さくて済むからではないかと考えられるのである。

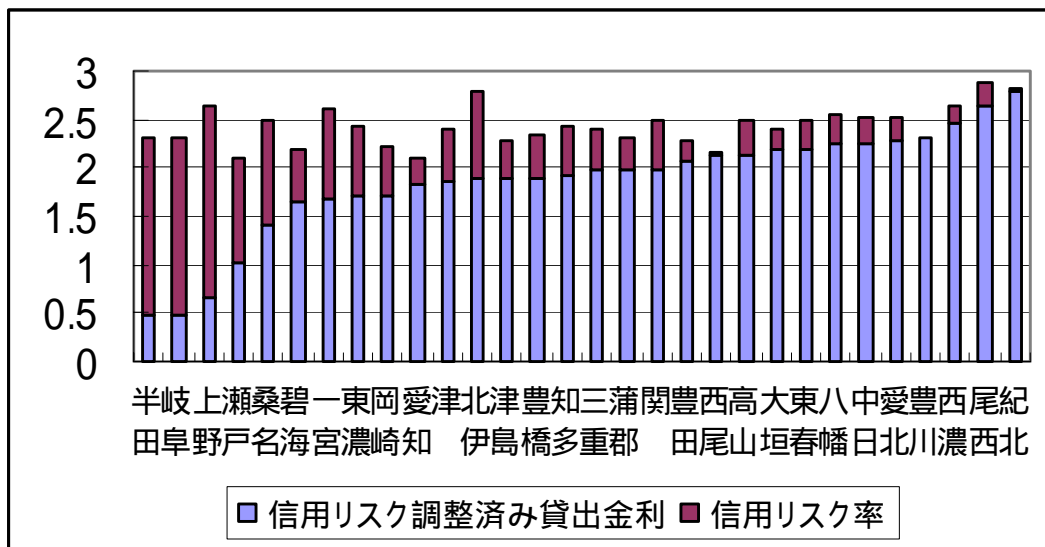
経済理論的には、各信用金庫が貸出を行う際に見積もる事前的なリスク・プレミアムが重要なのだが、この数値を観察することはできない。そこで、ここでは、事後的に発生した貸出金の信用コスト(貸倒引当金の繰入と貸出金償却)を貸出金で割った値を信用コスト率として、それを貸出金利から引いた値を、リスク調整済み貸出金利と呼ぶことにしよう。図には、東海3県の信用金庫の貸出金利を、信用リスク率と信用リスク調整済み貸出金利とに分解して示している。

全国326信金の平均信用リスク率が0.82%であるのに対して、東海3県の信金のそれは0.73%で、0.1%ポイントの差がある。たしかに、東海地域の信金の顧客のリスクは全国平均よりも小さい。しかし、もともとの貸出金利の差が0.3%ポイントあることから、信用リスク率を調整してもなお、東海地域の平均金利は0.2%ポイント低いということになる。信用リスクの大小だけでは、名古屋金利を説明できないのである。

全国信用金庫の貸出金利ランキング

順位	都道府県	信金名	貸出金利
1	愛知県	瀬戸	2.10%
2	愛知県	愛知	2.11%
3	愛知県	西尾	2.15%
4	愛知県	碧海	2.19%
5	愛知県	岡崎	2.23%
6	静岡県	浜松	2.25%
7	静岡県	三島	2.26%
8	愛知県	豊田	2.28%
9	兵庫県	淡路	2.28%
10	愛知県	津島	2.29%

信用リスク調整済み貸出金利



(注)信用リスクは、2002年度の貸倒引当金繰入額と貸出金償却損の合計額とした。なお、繰戻の場合は、繰入をゼロとした。

[論文の紹介]

「金融システム不安が続く中での中小企業の金融対応策」

商工総合研究所が発行している『商工金融』の2004年1月号に、「金融システム不安が続く中での中小企業の金融対応策」というタイトルの論文を発表しました。

中小企業向けの銀行貸出は近年大幅に減少しています。このために、中小企業の資金繰りはかつてない厳しい状況が続いています。本論文では、第2節で、(不良債権の処理などによって)リスク許容度が低下した銀行が貸出を分散する理論的な可能性について説明しています。たとえば貸出金100万円といっても、それを1社に対して行うのと、10万円ずつ10社に行うのでは、一般に、後者のリスクの方が小さくなります。したがって、理論的には、銀行のリスク許容度の低下とともに、銀行の貸出分散が進むと考えられます。そこで、第3節では、現実のデータを使って、銀行の貸出先件数の推移を分

析しました。その結果、貸出金額は減少していますが、一部の金融機関では貸出先数が増えています。厳しい金融環境にもかかわらず、優良企業に対しては金融機関からの売り込みが絶えないと言われますが、これは銀行の貸出先分散化行動として理解することができます。

第4節では、中小企業がいかなる金融面での対応をとるべきかを論じています。その部分から、一部を抜粋します。

中小企業研究所「中小企業向け貸出の実態調査」(2003年1月)によると、中小企業の信用リスク把握の際の問題点として、「開示される情報量が少ない」(大手行の66.7%、地域銀行の61.7%、信用金庫・信用組合の56.1%)や、「決算書に信頼が置けない」(大手行の33.3%、地域銀行の61.7%、信用金庫・信用組合の46.3%)

などが主な理由となっている。つまり、情報開示が大きなネックとなっているのである。企業側からの自発的な情報開示が中小企業と金融機関の関係を密にして、「情報の非対称性」を改善することにつながると考えられる。したがって、中小企業の情報開示力の強化が大きな課題である。

本稿で指摘したように、金融機関が貸出総額を減らしている状況下でも、貸出先数を増やしている金融機関も少なくない。リスクを引き下げるといふ視点からは合理的な行動なのである。しかし、新たな取引先を審査・監視するコストが大きければ、そうした戦略は取れなくなる。逆に言えば、監視・取引コストが小さいと思わ

<その他の1月の活動>

(1) 講演

財務省・財務総合政策研究所において、「新しい金融論の進展 スティグリッツの理論を中心として」というタイトルで講演を行いました。私が共訳者として翻訳したスティグリッツ&グリーンワルド『新しい金融論 信用と情報の経済学』(東京大学出版会 2003年10月)(原著は、Stiglitz and Greenwald, *Towards a New Paradigm in Monetary Economics*, Cambridge University Press 2003)をベースにしながら、スティグリッツの金融論の理論的特徴と政策的な含意について議論しました。

当日は、スティグリッツの金融論の理論的特徴として次の点を主に議論しました。

- * 取引を促進させるための貨幣の役割ではなく、経済活動を幅広く活発化させるための信用の役割に着目している。
- * 金利は、通常の価格とは異なっており、それは、将来にある金額を支払うという、破

れる企業に対しては、金融機関側からのアプローチが自然に多くなるものと考えられる。したがって、中小企業の金融環境を改善するには、情報開示システムの整備が必要であろう。

この点で、一部の中小企業が資料の信頼性向上への取り組みとして実際に行っているのが、税理士の活用である。『中小企業白書 2003年版』の調査によると、57.3%の企業が「税理士の助言を受けている」、また、38.6%の企業が「税理士による書面添付制度を利用している」。公認会計士監査を受けるところまで進むには時間がかかると思われるだけに、中小企業の情報開示を支えるインフラとして税理士の機能強化をはかることが、現実的な政策課題でもであろう。

られるかもしれない約束である。

- * 信用は非常に個別的で、信用供与のための情報は非常に特定化されたものである。こうした情報を入手する支出はほとんどがサンクコストであり、情報の多くは簡単に移転したり、“市場化”したりできない。
- * 情報の問題は信用割当だけでなく、資本の割当も引き起こすことになる。企業や銀行は、あたかも追加的資本を調達できないごとく行動する。

スティグリッツは、銀行規制政策面でも興味深い議論をしています。とくに、現在主流となっている自己資本比率規制に対して厳しく批判し、各政策が不完全であることを前提にしてあらゆる政策を総動員する規制のポートフォリオアプローチを提唱しています。

私の報告に対して、出席の財務省の方々から様々な意見が出され、私の見解を述べました。今後の金融政策や銀行政策を考える上で有益な機会でした。